

## ジョン・フォーテスキュー著『ランカスター家の権利の弁護』（邦訳）

直江, 眞一  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1445852>

---

出版情報 : 法政研究. 80 (4), pp.491-509, 2014-03-13. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

ジョン・フォートスキュー著  
『ランカスター家の権利の弁護』（邦訳）

直江 眞一 訳

〔解説〕

以下に訳出するサー・ジョン・フォートスキュー（一三九〇年頃―一四八〇年頃）の小作品『ランカスター家の権利の弁護』（*Defensio Juris Domus Lancasteriae*）は、先に刊行した拙訳『自然法論』（*De Natura Legis Naturae*）と同じ時期に、同一の意図の下に書かれたものである。すなわち執筆時期は、「ばら戦争」第一次内乱による王家の交替後、フォートスキューがヘンリ六世（一四六一年廃位）に随行してスコットランドに亡命していた一四六一年から一四六三年の間であり、また執筆目的はヨーク朝に対抗してランカスター朝の王位継承の正統性を論じることにあつたと考えられている。同様の小作品としては、他に、ラテ

ン語で書かれた『辺境伯エドワードの権原について』（*De Titulo Eduardi Comitis Marchie*）と、英語で書かれた二作品『ヨーク家の権原について』（*Of the Title of the House of York*）と『ランカスター家の権原の弁護』（*A Defence of the Title of the House of Lancaster*）<sup>26</sup>がある。<sup>27</sup>これら一連の王位継承問題を論じた作品は、著者の子孫であるクレアモント卿トマス・フォートスキュー（以下、「編者」と略記）によって一八六九年にロンドンで私的に出版された『フォートスキュー著作集』（以下、「著作集」と略記）を通して今日伝えられている。<sup>28</sup>その中で編者は、本作品を、『ヨーク家の権原について』と『ランカスター家の権原の弁護』と共に、「イングランド王位に対するランカスター家の権利主張について、大法官サー・ジョン・フォートスキューによって書かれた行方不明の諸々の小作品からの抜粋と断片」と呼んでいる。<sup>29</sup>

この表現に示されているように、ランカスター朝の正統性を論じた著作の伝来状況はきわめて悪い。その理由としては、当然のことながら、ヨーク朝エドワード四世の治世に入ってから、ランカスター朝の権利主張に荷担する著作を所持していることが危険視されたことが考えられる。これは、同じフォートスキューの小作品であるが、過去に執

筆した諸著作を自ら論駁する目的でヨーク朝下の1471年一〇月以降に書かれた『イングランド王国に対する〔現〕国王（エドワード四世）の権原に対抗してスコットランドから発せられた若干の著作に関する声明』（*Declaration Upon Certain Writings Sent Out of Scotland Against the Kinges Title to the Roiaume of England*）が、少なくとも五写本を通して伝来していることと対照的である。<sup>4)</sup>

写本に関して言えば、『ヨーク家の権原について』と『ランカスター家の権原の弁護』については著作集版において底本とした写本が明記されているのに対して、<sup>5)</sup> 本作品に関してはそれが無い。しかし、編者は以下のような情報を掲げている。本作品は五つの節からなるが、「最初の四節は〔オックスフォード大学〕ボドリー図書館のジェームズ写本から採用したものである。ここでは『エドワード四世の権原に対するフォータスキュー（の作品）からの抜粋』（*Quaedam excerpta ex Fortescue contra Titham Edwardi Quati*）というタイトルが付けられている。この写本を含む集成は、司教タナーのカタログでは『神学博士リチャード・ジェームズの蔵書から購入された四三の著作集』（*Codices Scripti xliiii empti e libris Ricardi*

Jamesii Theologiae Doctoris）と記述されている。神学博士リチャード・ジェームズは、一六一五年に〔オックスフォード大学〕エクセター・カレッジのフェローであり、博識な古文書研究者であった。彼はまた、著名な文書収集家であったサー・ロバート・コットンの友人でもあり、数年間一人でコットンの蔵書を管理していた。したがって、リチャード・ジェームズは疑いなくコットンが所蔵していた『ランカスター家の権利の弁護』の写本から抜粋したと考えられる。〔他方〕第五節は、ベドフォード著『主張されているイングランド王位への継承権』（*Hereditary Right to the Crown of England Asserted*）の付録から再録したものである。ベドフォードはまた、同書の中で『ランカスター家の権利の弁護』から引用したという小さな抜粋を伝えており、したがって、ジェームズによる抜粋は〔タイトルは異なっているが〕同一著作の一部であったとかなり確実に結論づけることができる。<sup>6)</sup>

このジェームズ写本について、一九三七年に刊行されたボドリー図書館の写本カタログには次のような解説がある。この写本は、一六二五年から三八年頃にリチャード・ジェームズが書いたものである。全部で一二項目から構成されており、第二項目の最初の部分（一〇一―一六頁）が、

サー・ジョン・フォーテスキューによるラテン語の論文『エドワード四世の権原に対する「作品」』からの抜粋である。これがクレアモント卿によってフォーテスキューの著作集の中で刊行されている。この第二項目には、他に枢機卿ウルジ（Wolsey）宛書翰の一節とカップグレイブ（Capgrave）の『諸聖人の生涯』（*vite sanctorum*）からの抜粋が収録されている。本写本には一七〇一年二月一六日付けの目次が付されており、現在の分類記号はJames 28である、と<sup>(7)</sup>。なお、このジエームズ写本はその大半がコットン写本からの転写であり、上記のウルジ宛書翰と『諸聖人の生涯』についても、コットン写本の該当箇所がカタログ上で指摘されている（それぞれVitellius B, VI-XとOho, B, IX）が、フォーテスキューの著作についてはそれが欠けている。

以上のように、本作品の伝来状況については不明な点が多い。しかし、少なくとも、現在伝えられている版がおそらく元をたどれば今日では不明のコットン写本に由来するものであるとうこと、また完全な形では伝来していないという<sup>(8)</sup>、『ランカスター家の権利の弁護』という作品名が元々のタイトルとして存在していたかどうかは疑わしいという点は確認することができるであろう。その上で、

以下においては、著作集版を底本として、第四節まではジエームズ写本（以下、単に「写本」と略記）との校合もおこないつつ、邦訳を試みることにしたい。

なお、編者は、前述の一連の作品において、同じ主張が時として同一の文言で繰り返されていることから、イングランド人向けに英語で、また外人向けにラテン語で書いたのではないかと<sup>(9)</sup>の推測もしている。この点に関しては、しかし、フォーテスキュー以外の人物による翻訳の可能性も考えられなくはない。

最後に、本作品の内容面での特徴について一言述べておく。『自然法論』においては、その第二部「至高の諸王国における継承権について」が——実践的な執筆意図の下にはあるが——あくまで抽象的・理論的に王位継承権について議論を展開し、自然法を準拠法とすることによって、女子およびその卑属には継承権が否定されるという結論が出されていた。その過程においては、聖書に加えて、多くの古典的著作、学識法などが典拠とされていた。これに対して、本作品においては、主としてイングランド史の過去の事例に即して具体的な形で議論が展開されている。同じ結論を得るために歴史的方法が採られているとも言えよう。議論の過程では、国王に固有の能力とされる瘰癧治療に関

料  
資  
する所謂「王の奇跡」(les rois thaumaturges) などにも  
言及がなされており、興味を惹く。『自然法論』を補う意  
味で本作品を邦訳することにした所以である。

(1) 直江真一訳、サー・ジョン・フォートレスキュー『自然法  
論』(創文社、二〇二二年)の「訳者あとがき」(三六九頁  
以下)を参照。

(2) *The Works of Sir John Fortescue, Knight, Chief  
Justice of England and Lord Chancellor to King Henry  
the Sixth, now first collected and arranged by Thomas  
(Fortescue) Lord Clemont, London, Printed for Private  
Distribution, 1869; reprinted ed., The Lawbook  
Exchange, 2009.*

(3) *Ibid.*, p.491. 他方、『辺境伯エドワードの権原につ  
て』は、一旦出来上がった著作集版に追加される形で、ラ  
テン語原文とW・スタップズによる英訳が別の箇所(著作  
集版冒頭)に収録されている。著作集版の元々の目次では  
『自然法論』が冒頭に置かれてゐるが(*ibid.*, p.v) 目次自  
体に追加が施され(p.xxiとp.xxiiiの間) 本文の頁も  
元々『自然法論』に付けられていた頁数のうち最初の三〇  
頁(pp.61-90)が、重複して『辺境伯エドワードの権原に  
ついて』にあてられている。

(4) *Ibid.*, p.521. 『イングランド王国に対する(現)国王

(エドワード四世)の権原に対抗してスコットランドから  
発せられた若干の著作に関する声明』の内容については、  
拙稿「フォートレスキューの弁解」、『季刊 創文』七、二〇  
一二年、一―三頁、参照。

(5) 前者については、Cotton MS, Julius F, VIの中に言及  
があるとの註記がある(*ibid.*, p.497, n.1)。しかし、コッ  
トン写本のカタログを見る限り、Julius F, VIは「エリザベ  
ス期およびジェームズ一世期に書かれた書翰およびその他  
の文書の集成」(*A Catalogue of the Manuscripts in the  
Cottonian Library, deposited in the British Museum, 1802,*  
p.18)であつて(全四四七葉) すべてに収録されてゐる全  
一八八項目中にはフォートレスキュー関連の作品は存在しな  
いようである。他方、後者については、Sir Thomas Phil-  
lipps's MSS, no. 13783 との註記がある(*The Works*, p.  
517, n.1)。

(6) *The Works*, p.493.

(7) *A Summary Catalogue of Western Manuscripts in the  
Bodleian Library at Oxford*, by F. Madan, H.H.E. Craster  
and N. Denholm-Young, vol. II, Part II, 1937, pp.765-766.  
ジェームズ写本には、本文に先だつて別インクで書かれた  
目次(その最後に「一七〇一年二月一六日」の日付があ  
る)が付されているが、ここでは本作品は「エドワード四  
世の権原に対するフォートレスキュー」の作品 からの抜  
粋」(Ex Fortescue contra titulum Edw. 4ti p.10) と表記

されている。

(8) このことは、本文の書き出しが「それに関して、前述の騎士は次のように述べる」と唐突な形で始まっていることにも端的に表れている。

(9) *The Works*, p.494.

### 〔翻訳〕

## I

それ<sup>(1)</sup>に関して、前述の騎士<sup>(2)</sup>は次のように述べる<sup>(3)</sup>。すなわち、イングランドの法と慣習に妨げられて、いかなる女子もイングランドの王冠と王国に属する権利を承継することができず、その権利は常に男子相続人に継承されるべきである、と。実際このことは、とりわけノルマン人たちによってイングランド王国についてなされた征服（一〇六六年）の後にも、また征服の前にも生じたことが確実である諸々の証拠や事例を通して、また以下に続く二つの論考において、明らかになるであろう<sup>(5)</sup>。

ウィリアム征服王の息子であるヘンリー一世には息子がな

く<sup>(6)</sup>、ただマチルダという名前の娘がいただけであった。彼女はドイツ皇帝（ハインリッヒ五世）と婚姻し、彼の死後アンジュー伯（ジェフリー）と婚姻（再婚）<sup>(7)</sup>した。彼女はアンジュー伯から「帝妃の息子」（*filius Imperatricis*）と呼ばれた子ヘンリー（二世）をもうけた。そして、ヘンリー一世が死去した後、マチルダの夫アンジュー伯もまた死去した<sup>(8)</sup>。両者の死後、この帝妃（マチルダ）は、その父親からの相続の権原によってノルマンディ公領の占有を、またその息子アンジュー伯（たるヘンリー）は、その父親（ジェフリー）の権利においてアンジュー伯領の占有を、平和裡にかつ静穏に取得し、彼らはそれを享有したのであるが、しかしマチルダは決してイングランドの王国あるいは王冠に対する権利を取得することはなかったし、また決してイングランドの女王とされることはなかった。

他方、マチルダは、前述の彼女の息子（ヘンリー）が——女系を通して継承するのではあるが——その祖父である国王ヘンリー一世の最近親血族としてイングランドの王国と王冠の占有を認められるべきであると、可能な限り強く主張した。（しかし）彼女の要求は、受け入れられなかった。何故なら、イングランドの諸侯たち（*Domini*）<sup>(9)</sup>、貴顕たち（*proceres*）<sup>(10)</sup>、そして共同体（*communitas*）<sup>(11)</sup>は、

イングランドの法と慣習に妨げられて、彼らの誓約によって彼女に同意することを決して望まなかったからである。そうではなく彼らは、かの「帝妃の息子」ヘンリを除くと、男系でいかなる者も残っていないことを考慮して、ある種の人情 (humanitas) に導かれて血筋に対する愛着から (sanguinis amore)、『むしろ前述の国王ヘンリー一世の妹「アデラ」の息子たるプロア伯およびブローニュー伯であったステイーヴンを、イングランド王に選挙した<sup>11)</sup>。仮に「ステイーヴンよりも」血筋において「被相続人に」近い前述のヘンリが母親の権原によって〔国王に〕選ばれていたとするならば、彼は前述のイングランドの法と慣習に反して王国の舵 (gubernacula) をとろうとしたことになったであろう。

実際、このステイーヴンが、このように王国の共通の同意によって選挙されて、塗油されて、イングランド王として戴冠した。そして生涯にわたって、すなわち一八年以上イングランド王として統治した。そしてそのことが永遠に記憶されるべく、彼はフアヴァシヤム修道院を建立し、そこに葬られて眠りについた。彼はまた、コグサル修道院<sup>12)</sup>他著名な修道院も建立した。

しかし、このステイーヴンの時代に、二人しかいなかった

たその息子達が先に死亡<sup>14)</sup>、その娘マチルダは生きていたが、ステイーヴン自身の要求と願により、その時ステイーヴンには存命している息子が一人もいなかったが故に (eo quod tunc nullum filium habuit superstem)、『イングランドの貴顕達と王国共同体の共通の同意により、公の議会 (publicum parlamentum) において、次のことが定められ、結論付けられた。すなわち、それは、ステイーヴンの最近親の男子でもある「帝妃の息子」ヘンリが、ステイーヴン自身が死んだ場合には王となり、またそのヘンリの男子相続人達が彼の後イングランドの王国と王冠の権利を継承するというものである。

そして実際、そのようになされた。すなわち、ステイーヴンが死去すると、一般に「帝妃の息子」と呼ばれていたこのヘンリが、その母マチルダはまだ生きていたにもかかわらず、他ならぬ全王国の同意に基づいてイングランド王〔ヘンリ二世〕として塗油され、戴冠した。彼は、このような方法によって、母の権原によることなく、王国の舵を握った。それは、年代記からも、前述の議会における制定法 (gesta) から<sup>13)</sup>、この上なく証拠に基づいて明らかになることである。もしマチルダが王国の相続人であったならば、あるいはその息子（ヘンリ）が彼女の権利によって

王国を継承しなければならなかったとしたならば、そのような定め (ordo) はこのようにして守られなかったことであろう。

他方、「ノルマン」征服以前には、キリストの証聖者たる聖エドワードは、その人生のすべての時期を通してイングランドの平和な王であったが、死に際して次のことを望み、かつ定めた。すなわち、それは、自らの父（エセルレッド二世）の妹である叔母グニルダを通して自らの従兄弟にあたる (consanguineus suus germanus ex Guniðdanna sua sorore patris sui) ノルマンディ公ウィリアムがイングランドの王冠の権利において彼自身を承継すべきである、ということである。<sup>(19)</sup> このようにしてウィリアムは、エドワード証聖王の死後——征服によるのではあるが (conquestu tamen) ——彼の跡を継ぎ、<sup>(20)</sup> イングランド王として戴冠し、その生涯にわたって統治を行なった。

この聖エドワードには、「剛勇」(ferreum latus) と呼ばれていた彼の兄エドマンド（二世）の息子エドワードの娘——マーガレットという名であった——が血縁者 (consanguinea) として存在していたのであるが、このことは「ウィリアム征服王による承継にとって」妨げとはならなかった。このマーガレットはスコットラン

ド王マルコルム（三世）と婚姻しており、その時以来今日に至るまでずっと、スコットランド王はすべて彼女の系列から発している。しかし、前述の聖エドワードの兄（エドマンド二世）の直系卑属であったにもかかわらず、<sup>(21)</sup> 聖マーガレットも、また彼女の系列の男子たる継承者の誰も、イングランドの王国と王冠の権利において（エドワード証聖王を）承継することはなかった。前述のイングランドの法と慣習によって妨げられて、承継することができなかったし、また承継することを主張することもなかったのである。そうでなければ、聖エドワードとその継承者達は、その命令、方法および意思によって前述の聖マーガレットとその継承者達に対して権利侵害をしたように思われる。（しかし）そのようなことは、かくもカトリック信仰に厚かった聖なる人物（エドワード証聖王）について考えられるべきではないし、またそのようなことを言うべきでもない。<sup>(23)</sup>

(1) 本作品が抜粋ないし断片であるため、「それ」が何を指しているかは不明であるが、文脈から判断してイングランドの王位継承問題であることは明らかである。

(2) 著者フォーテスキュー自身を指している。彼は一四四三年頃、騎士に叙任されている。



- (3) この冒頭の文章には、欄外に「女子はイングランド王国を継承しなむ」(Foemina non succedit in regnum Angliae)との註記がある。また、写本では「これに続いて別インクで」後出四五頁、一四〇六年の制定法を見よ、云々(vide Acta anno 1406 infra p.45 ...)との註記もある。同制定法(Statute of 7 Henry IV, c.2)については、拙訳『自然法論』三七六頁、註(6)を参照。
- (4) 著作集版では in articulis duobus proximus となっているが、写本では in articulis duobus proximis であり、転写ミスである。なお、「二つの論考」とは、本作品と、著作集版で本作品の後に抜粋が収録されている英語で書かれた『ランカスター家の権原の弁護』(op.cit., pp.517-518)のことを指しているか、あるいは本作品は別にして『ランカスター家の権原の弁護』と『ヨーク家の権原について』(op.cit., pp.497-502)を指しているものと思われる。
- (5) 写本では、この後に「今やこの点に関して」(tam ad propositum)と書かれている。なお、以下、訳者の判断により適宜段落に区切っておいた。
- (6) ヘンリー一世にはウィリアムという息子がいたが、一三二〇年に早世している。なお、著作集版の nullam filium は、nullam filium の転写ミスである。
- (7) マチルダ(一一〇二-一〇六七年)は一一二四年にマインツでハインリッヒ五世と婚姻し、帝妃となったが、一一二五年にハインリッヒ五世が死去すると、翌一一二六年にイ

ングランドに戻り、一一二八年にアンジュー伯ジェフリーと再婚している。

- (8) ヘンリー一世は一一三五年没、ジェフリーは一一五〇年没。

(9) 著作集版の fuerunt potiti は、写本では fuerint potiti である。

(10) ヘンリー一世死亡時にイングランド王国「共同体」という観念が存在していたわけではない。よく知られているように、この観念は一二一五年のマグナ・カルタ第六一条において、二五人の諸侯からなる委員会と並んで「全国の人々」(communa locius terre)という形で萌芽的に登場し、一三世紀中に徐々に定着していったものである。詳しくは、朝治啓三『シモン・ド・モンフォールの乱』(京都大学学術出版会、二〇〇三年)の「第三部 一三世紀イングランドの王国共同体」(三二二頁以下)を参照。

(11) ステイヴン王が即位するにあたって貴族諸侯による推挙が有した意義については、佐藤伊久男『中世イングランドにおける諸社会の構造と展開』(創文社、二〇一二年)、二二八頁、参照。

(12) ファヴァシャム修道院は、一一四八年にケントに建立されたクリュニー派修道院(Sir William Dugdale, *Monsticon Anglicanum or, the History of the Ancient Abbies, Monasteries, Hospitls, Cathedrals and Collegiate Churches, with their Dependancies, in England and*

*Wales*, by J. Stevens, vol. I, 1718, p.85)。

(13) コグサル (Cogsale) なじしコギサル (Coggeshall) 修道院は、一四二二年にステイヴンとその妻ブローニュのマチルダによってエセックスに建立されたシトー派修道院 (*ibid.*, p.97)。

(14) ステイヴンには、妻マチルダとの間に一一二七年生まれの息子ユースタス (Eustace) がいたが、彼は一一五二年に死去している。別に一一三七年にはウィリアム (William) が生まれており、一一五九年まで存命であったが、非嫡出子であった。

(15) 著作集版では「その時ステイヴンには存命している息子が一人もいなかったが故に」の一行は飛ばされている。

(16) 前註(10)、参照。

(17) ここでの「議会」への言及もアナククロニズムであることは断るまでもない。以下の内容は、一一五三年にステイヴンが発布した証書に書かれている。「ウエストミンスター協約」とも呼ばれるこの証書については、Stubbs, W., *Select Charters*, 9<sup>th</sup> ed., by H. W. C. Davis, 1913, pp.141-142 参照。

(18) 欄外に、「ステイヴン王時代の議会制定法 (Acta Parliamenti)」との註記あり。前註も参照。

(19) エドワード証聖王とウィリアム征服王の血縁関係についてのフォートスキューの記述は正確ではない。エドワード証聖王の母親エマとウィリアム征服王の祖父ノルマン

デイグリシャルが共にノルマンデイグリシャルの子であった (Douglas, David C., *William the Conqueror: The Norman Impact upon England*, 1966, Table 1&3, pp.418 & 420)。

(20) 写本では *succisist* と書かれているが、著作集版にしたがって *successit* と読んでおく。

(21) 写本も著作集版も *licet a fratre seniori dicit Sancti Edwardi exitus* であるが、主語はマーガレットであるのび、*exitus* の部分は *exita* の誤記と思われる。

(22) 著作集版の *Margaritae* は誤記であろう。写本では *Margaretae* である。

(23) 写本では、この後に「エドワード四世の権原に対するフォートスキュー〔の作品〕」(*Fortescue contra titulum Edw. 4*) と書かれている。

## II

いかなる者も、自己に属することが知られている以上の権利を他人に譲渡することはできない<sup>1)</sup>。したがって、女子が所謂限嗣封土権設定された土地 (*terra talliata*) を継承することができない以上、いわんや彼女は、その直系卑属

である息子達に相続の権利を移転することはできない<sup>(2)</sup>。そのことは、イングランド王国において疑いの余地のない法によつて遵守されていることである。あらゆる裁判官、学識ある人々、さらにはイングランド王国の法に通暁している人々に知られているように<sup>(3)</sup>。

(1) Digesta, 50, 17, 54. この法諺は『自然法論』第二部においても度々引用されている。第一〇章(拙訳、一九七頁)、第一六章(同、二一四頁)、第三一章(同、二六二頁)、参照。

(2) 欄外に「特定限嗣封土権設定されたイングランド王国」(Regnum Anglie specialiter talliatum)との註記がある。限嗣封土権(fee tail)は相続人を被相続人の直系卑属に限定する不動産権であり、男子限嗣権(tail male)と女子限嗣権(tail female)の二種類がありうるが、コモン・ロー上の長男子単独相続(primogeniture)との関係において、相続人が男子直系卑属に限定される特定限嗣権(special tail)になるといふ趣旨と思われる。拙訳『自然法論』一九六頁も参照。

(3) 写本では、この後に「同所」(ib)と書かれている。前節の末尾同様、「エドワード四世の権原に対するフォアテスキュー」(の作品)の趣旨と思われる。

## III

同様に、次のように考えられてはならない。すなわち、それは、とくにその国王が古より塗油される<sup>(1)</sup>のが常であり、地上において世俗の事柄に關していかなる上位者も認めないような王国——イングランド王国はそのような類に属する——が、選挙あるいは他の補完的權威なしに、相続権によつて女子の手中に帰さなければならぬということあるいは女子の権原によつて彼女の直系卑属である男子に帰さなければならぬということである。このことは、以下の例によつて明らかにすることができる。

最初に、例としてフランス王国について取り上げてみよう。もし女子がフランス王国を相続していたとするならば、この王国は、この時代以前に、女子の権利に基づいて、ナヴァル王国に帰属していたことであろう<sup>(2)</sup>。また他の機会には、同様の権原によつてフランドル伯に、また別の時には同様の権利と権原によつてイングランド国王に帰属していたことであろう。フランスの年代記によつてはつきりと明らかになりうるように<sup>(3)</sup>。

とりわけ、この上なく名声ある君主であるイングランド国王ヘンリ五世は、そのような権原によつて長い間フラン

ス王国に対して権利主張をおこなった<sup>(5)</sup>。しかし、その後彼は、この上なく敬虔なキリスト教徒として、学識ある人々の助言に耳を傾けて、また長い議論を経て、その権原を慎重に放棄し、当時フランス国王であったシャルル〔六世〕の娘カトリヌを妻とした。この婚姻のおかげで、当時彼ら王達の間で、また彼らの王国の間で未解決となっていた争いや問題の諸点が<sup>(6)</sup>永遠の決着を見た。すなわち、国王シャルルと彼の王国の三身分の共通の同意に基づいて、次のことが確固として定められ、結論付けられたのである。それは、その時以後、前述の国王ヘンリが、国王シャルル自身が生きている限り、フランス王国の摂政かつ相続人 (regens et haeres) であり、フランス王ではないということとであり、実際ヘンリはそのような名で呼ばれた。また、シャルルの死後は、国王ヘンリ自身、また彼の直系卑属たる男子相続人はすべて永遠に、法的にも事実上も直ちに現実にフランス王国の王であるべしというものであった。このため、国王ヘンリはその後、全生涯にわたって、そのあらゆる文書において、フランス国王ではなくフランス王国の相続人かつ摂政とだけ称し、また称されるようにしたのである。<sup>(7)</sup>

同様に、彼〔ヘンリ五世〕の死後、前述の彼の息子ヘン

リ〔六世〕は、その祖父すなわち彼の母である前述のカトリヌの父であった前述のシャルル〔六世〕王の全生涯にわたって、〔自らが〕フランス王国の相続人と呼ばれるようにした。そして、シャルル〔六世〕の死後、ヘンリ六世は前述の権原により、全フランス王国のすべての君公、領主、貴顕、共同体の大半の同意と合意に基づいて、パリにおいて平和裡にフランス王として塗油され、戴冠したのである。<sup>(8)</sup>

さらに、仮にそのような王国の権利が女子に承継されたとするならば、スペイン〔カステイリヤ〕王国は女子の権原によってはるか以前にランカスター公およびヨーク公のものとなっていたことであろう。と言うのも、これら二人の公はスペイン王の二人の娘と婚姻していたからである。しかし、スペイン王国は決して彼ら二人あるいは彼らのうちの一方のものとはならなかった。そうではなく、前述の娘達の父であるスペイン王ペドロ〔一世〕の死後、その王国の貴顕達と民はこの王ペドロ〔一世〕の兄弟であったエソリケ〔二世〕——彼は非嫡出子であったが、教皇によって準正されていた——を自分達の王として立てたのである。<sup>(10)</sup>

また、聖書の記述からは次のことが明らかである。それ

は、すなわち、神は「お前は男の権力下に置かれ、彼はお前を支配する」と述べることによって、<sup>11)</sup>最初の女(エバ)の犯した罪(transgressum)の故に、男に対する至上の権力を女に否定したということである。それ故、王国、とりわけ世俗の事柄において地上でいかなる上位のものも持たないような王国の統治を相続の権原に基づいて女子に与える法あるいは慣習は、法あるいは慣習というよりはむしろ腐敗(corruptela)と正当にも言われなければならない。

さらに、イングランド国王には、王の職務それ自体によって、女子の本性と両立しない多くのことが義務としてかかっている。また、イングランド国王には、イングランドの女王には注がれていないあることが、特別の恩寵によって天から(coelitus)注がれている。すなわち、イングランド国王は教会の権威によって混成の人格(Persona mixta)であると考えられているため、司教座が空位になると、空位になった司教座聖堂教会のその間に空となったすべての参事会聖職録(Prebendus)を自らが望む者に授与する。そして、国王令状によって、聖職叙任(collatio)を行なう。すなわち、国王令状によって当該参事会聖職録保有者(Prebendarius)は法的に十分な形で参事会聖職録を授与され、この国王令状の効力によって、その司教座聖

堂教会において参事会員(Canonicus)として編入されるのである。このことにおいて、また示しうる他の多くの例において、イングランド国王はこのようにして司教の役割を果たすことができる。<sup>13)</sup>そのような権力は女子には相応しくなく、またかつて女子に与えられたことはなかった。

加えて、イングランド国王は、自らによる塗油自体において、次のような天から注がれた恩寵を受け取っている。それは、その塗油された手を触れることによって、一般に王の病(Regius morbus)と呼ばれている、ある種の病に冒された者——その者達はそれ以外の方法では治療不可能だと言われている——を清め、かつ治療するということである。同様に、イングランド王の聖なる塗油された手によって——イングランド王が毎年なすのが習わしであるように——聖金曜日(Misa典礼)の間に、敬虔に触れられ、かつ捧げられた金貨と銀貨は、瘰癧患者(spassmaticus)と癩癩患者(caducus)を治す。それは、病人の指が差し出される時に、この金貨ないし銀貨から造られた指輪によって、この世の多くの場所で頻繁に経験されていることである。<sup>16)</sup>このような恩寵は女王達には与えられていない。何故なら女王達は手に塗油されていないからである。

さらに、女王は王と比べて、頭のより下の場所に塗油される。それは、女王にはより高位の者（王）がいることの証としてである。また王とは異なつて、腕には塗油されない。と言うのは、女王は実力による権力を行使すべきではなく、また王がなすように、剣を持つべきではないからである。それは、理由のないことではない。使徒が述べているように、女が自ら男の職務に加わることは自然の条理に反することだからである<sup>18</sup>。さらに次のことが起こりうる。すなわちそれは、そのような女王が、無思慮な愛情から、卑しい身分の者あるいは凡庸な家系の出の者を夫に選び、その子どもがその後王の座を占め、王の名と家系に属する高貴な人々が存命であるのに、王国の笏を担うということである。そのようなことは、聞くにはなほだしく悲しいことであり、また見るにさらに全く恐ろしいことであろう。したがつて、次のようなことはかつて見たこともなければ、聞いたこともない。すなわちそれは、いずれかの王国で、とりわけイングランドにおいて、王の家系から出た男子が存在している時に、女子が、血縁においていかに近いといえども、王国の王冠を受け取り、あるいはそれを自らの権原において自らの相続人に移転するということである。もつとも、次のことは都合の良いことである。すなわち、

男子の直系卑属が途絶えた時に、王の家系において直近の女子の息子——その者は高貴な父から生まれれており、その中庸さにおいて名譽に相応しい者である——が王国の貴族と庶民によつて、そのような場合が生じた時には、王の血からより遠い他のすべての者より先に、王の高みに登らされるということである<sup>20</sup>。

- (1) 著作集版ではあたかも判読不能のごとく記されているが、写本には *immo* と書かれている。
- (2) 一三一六年にルイー〇世が死去した後、その息子ジャン一世が即位したが、彼にはジャンヌという姉がおり、彼女はナヴァル王国の王妃であったことを指していると思われる。
- (3) 著作集版の *liquide* は、写本では *liquido* である。
- (4) ここで言及されている「年代記」が何を指すかは不詳である。
- (5) ランカスター家のフランス王位継承権の主張は、遡つてヘンリ四世の祖父であったエドワード三世が母親イザベルを通してフィリップ四世の孫にあたることを根拠としていた。
- (6) 著作集版では *lites questionesque diverse...indiscussae* となつているが、写本では *litis questionisque diversa...indiscussa* である。

- (7) 一四二〇年のトロワ条約に結実するヘンリ五世の対フランス政策については、城戸毅『百年戦争——中世末期の英仏関係——』（刀水書房、二〇一〇年）、一三〇頁以下、参照。
- (8) 一四三一年二月十六日のことである (Harris, G., *Shaping the Nation: England 1360-1461*, 2005, p.659)。
- (9) 写本では *discendent* であるが、著作集版同様 *descendent* と読んでおく。
- (10) 一三六九年にペドロ一世が死去した後、その父アルフォンソ一世の非嫡出子であったエンリケ二世が即位したことを指しているものと思われる。
- (11) 『創世記』三、一六。なお、フォータスキューによる『創世記』の当該個所の解釈については、拙訳『自然法論』、三〇八頁、および前掲拙稿「フォータスキューの弁解」、二二三頁を比較参照。
- (12) 国王の有する「混成の人格」をめぐる当時の議論については、小林公訳、エルンスト・H・カントローヴィチ『王の二つの身体——中世政治神学研究——』（平凡社、一九九二年）、七四頁以下、参照。
- (13) 聖堂参事会に対する国王の人事権についてのフォータスキューの記述には誇張があるように思われる。国王が最大の保護権者であったとしても、保護権を独占していたわけではない。東出功『中世イギリスにおける国家と教会』（北海道大学図書刊行会、二〇〇二年）、一五二頁以下、参

照。

- (14) 著作集版の *manuum suorum unctarum* は、写本では *manuum suarum unctarum* であり、転写ミスである。
- (15) 写本では *digitis hominum morbidorum impositos* であるが、著作集版同様 *digitis hominum morbidorum impositis* と読んでおく。
- (16) 「王の奇跡」とりわけ「瘰癧さわり」については、マルク・ブロック著、井上泰男・渡邊昌美訳『王の奇跡——王権の超自然的性格に関する研究、特にフランスとイギリスの場合——』（刀水書房、一九九八年）の優れた研究を参照。マルク・ブロックは、ここでのフォータスキューの記述の参照も指示している（同訳書、一一七—一八頁）。また、イングランドの財政史料中に登場する「治癒の指輪」の意義については、同書、四九八—五〇二頁、参照。
- (17) 著作集版では「自由意思に基づく権力」(*voluntariam potestatem*) となっているが、写本では「実力による権力」(*violentam potestatem*) である。
- (18) 『自然法論』第二部第八章（拙訳、一八九頁）、同三三章（拙訳、二三八—二九九頁）、参照。
- (19) 著作集版の *Quadröbren* は誤記であろう。写本では *Quamöbren* である。
- (20) 著作集版の *visam aut audiram est quod* は、*visum aut auditum est quod* の転写ミスである。
- (21) 写本では、この後に「同所」(同)と書かれている。

前二節の末尾同様、「エドワード四世の権原に対するフォーテスキュー〔の作品〕」の趣旨と思われる。

#### IV

ここでは、聖なる教会法によって補強される第三の回答が続く。<sup>(1)</sup>

国王ヘンリ五世とその後には現在存命中である彼の息子たる国王ヘンリ六世が、順次イングランド王国の王として塗油され戴冠し、六三年間以上にわたって継続的に、全イングランド王国の共通の合意と同意によって、平和裡に、かついかなる異議も抗議もなしに、善意で (*bona fide*) 統治をおこなってきた。<sup>(2)</sup> これ程の期間がこの上なく長い取得時効以上のものを意味することは確かである。ローマ教会に対する取得時効だけは例外であるが。<sup>(3)</sup> それ故、このような取得時効による権原は、教会法上所有権を獲得するために十分なのであるから、その帰結として、ヘンリ六世は教会法上「も」イングランド王国において十分権原を与えられているという<sup>(5)(6)</sup>。

(1) 欄外に「いかなる取得時効もローマ教会に対抗しては存在しない」(*Nulla praescriptio contra Romanam Ecclesiam*) と註記されている。なお、ここで言う「第三の回答」に先立つ「第一の回答」および「第二の回答」が何を指しているのかは、本作品が抜粋ないし断片であることもあり、必ずしも明瞭ではない。おそらく「イングランドの法と慣習」(上述IおよびII)、より一般的に「地上において世俗的事柄に関していかなる上位のものも認めないような王国」の法(上述III)に続いて、教会法が挙げられているのではないかと推測される。『ヨーク家の権原について』においても同様に、ヨーク家の主張する権原に対する第三の反論として、「神法と教会法」が挙げられている(*The Works*, pp.501-502)。

(2) 写本では、「ヘンリ五世」の個所は、一旦「ヘンリ四世」と書かれた上に「五世」と書かれている。実際には、ランカスター朝による「六三年間以上」という数字は、ヘンリ四世(一三九一-一四一三年)、ヘンリ五世(一四一三-一四二二年)、ヘンリ六世(一四二二-一四二六年)の三代の統治期間を合算したものである。

(3) 一二九八年に教皇ボニファティウス八世の命によって公布された『第六書』(*Liber Sextus*)中の「法の準則」(5, 12)には「悪意の占有者はいかなる時(の経過)によっても取得しない」(第二法文、「最初から法に基づいて存在するのではないものは、時の経過によって固められな



「(第一八法文) という法諺が収められている (Friedberg, A., *Corpus Iuris Canonici, Pars Secunda*, 1881, S. 1122)。

(4) 著作集版では「ヘンリ」であるが、写本には「ヘンリ六世」(Henr 6)と書かれている。

(5) ここでのフォーテスキューの論旨は不明瞭と言わざるをえない。ヘンリ六世の正統性の根拠として教会法を引き合いに出そうというのであれば、「善意の占有」であることを主張すれば十分なはずであり(前註(3)、参照)、ランカスター朝の統治が長期(六三年間以上)に及んでいたことを指摘する必要はない。逆に、いくら長期に及んでも「ローマ教会に対する取得時効だけは例外である」ことを強調したのであれば、教会法はフォーテスキューの主張を「補強」することにはならないはずである。なお、『ヨーク家の権原について』においては、以下のような論理となっている。「ランカスター家による六三年以上という統治は」教会法において定められた最長の取得時効を超えるものである。当該権原がローマ教会(「利益」)に反して存在する場合に必要とされる取得時効は別であるが。そして「ランカスター家による」取得時効に基づく権原は教会法における確実かつ強力な権原なのであるから、前述のヘンリ六世王は教会法によって確実かつ強力に権原を与えられていることになる<sup>(2)</sup>」(*The Works*, p.501)。すなわち、ランカスター朝による長期の統治は教会の利益を損ねるも

のではないので、教会法の定める取得時効によって権原が与えられるという意味ではないかと思われる。

(6) 写本では、この後に「同所」(同)と書かれている。

前三節の末尾同様、「エドワード四世の権原に対するフォーテスキュー」(の作品)の趣旨と思われる。

## V

ヘンリ五世の死後、その息子であり相続人であった、この上なくキリスト教信仰の厚いヘンリ六世が、その両親の  
 衡平かつ正当な権原に基づいて、イングランドの王冠と王  
 国の権利を継承した。彼は、幼少であったにもかかわらず、<sup>(1)</sup>  
 異議を受けることなく、すべての人々の喝采の中で塗油さ  
 れ、戴冠し、イングランド王国の王となった。また、彼が  
 いまだ「母親の」胸の中であやされておられ、まだ戴冠して  
 いない時に、前述の辺境伯エドマンドは、彼に対して、ヘ  
 ンリ五世の相続人であり、自らの国王かつ最高の主君とし  
 て、最大の謙虚さをもって、自発的に一身専属的臣従礼  
 (*ligeum homagium*)をおこなった。彼は、考えうる限り  
 迅速にかつ歓喜の中で、急いでこれをなしたのであった。<sup>(3)</sup>

しかし、その後、前述の〔辺境〕伯エドマンドが直系卑属たる法定相続人を残すことなくこの世を去ると、このエドマンドの甥——すなわち、彼の姉妹アンの息子——であったヨーク公リチャード——彼は、かのエドワード〔四世〕の父親である——が、その最近親者として、ヘンリ六世の大法官府（*Cancellaria*）において、この役所のやり方にしたがって、前述の〔辺境〕伯領の占有が、エドマンドの最近親たる相続人としての彼に、自らの最高主君としての王自身によって引き渡されるよう求め、かつそれ<sup>(4)</sup>を取得した。そして、このために、リチャードは自らの国王かつ最高の主君として〔ヘンリ六世に対して〕一身専属的臣従礼をおこなった。その後、リチャードは、紋章印と自らの署名を付した齒形捺印証書（*indentura*）によって、自らの王ヘンリ六世に対して——すでに長い間自らなしていたことであるが——フランス総督（*Locum Tenens*）の職務を自ら忠実に担い、かつ果たすことの義務を自らに課した。<sup>(5)</sup>この文書の中で、リチャードはヘンリ〔六世〕を、自らの最高の主君、イングランドかつフランスの王と呼んでいる。

その後リチャードは、フランス側からイングランドに戻ると、その紋章印と自らの署名を付した同じような齒形捺

印証書によって、自らの最高の主君（ヘンリ六世）に対して——王が自らの意思によってリチャードを呼び戻すまで——アイルランド総督の職務において忠実に奉仕するべく、できうる限りのあらゆる方法、手段、法形式において自らを拘束し、義務付けた。<sup>(6)</sup>彼はまた、その文書において、常に公言していたように、ヘンリ六世王のことを自らの最高の主君、かつイングランドおよびフランスの国王と呼んでいる。

さらに、ヘンリ〔六世〕王が自ら王国の舵取りに関わることができない程、病に苦しめられた時<sup>(7)</sup>、このヨーク公リチャードは、その紋章印と自らの署名を付した文書において、自らの意思に基づいて、同王を、自らの最高の主君にしてイングランドおよびフランスの国王と呼んでいる。また彼は、王が病に臥している間、公の議会において、議会の権威によって、イングランド護国卿（*Protector et Defensor Angliae*）の職務を自らのものとした。<sup>(8)</sup>その際、イングランド法にしたがって、王国の全身体（*plenum corpus Regni*）は当該議会において代表されていた。記録によれば、彼はこの議会の本会議（*plena curia Parliamenti*）において、前述のこの上なくキリスト教信仰の厚いヘンリ六世王をイングランドの王かつ自らの最高の主

君と呼んだ。しかも、この時、王自身は前述の病のために、リチャードに対して、恐怖心からそのようにすることを強いることができたわけではない。

また、同リチャードは、準秘蹟とされたキリストの聖なる身体 (sacrum Corpus Christi sacramentaliter visum) にかけて、繰り返しつぎのように宣誓した。すなわち、自分は自らの王であるヘンリ六世に対して常に忠実な臣民かつ一身専属的家臣であり、自分のできうる限り(ヘンリ六世を)守り、支持する、と。また、全力をもって王の地位の維持と向上のために行動する、と。そして、以上の宣誓の証として、彼はキリストの身体を受け取った。この宣誓によって、彼はいかなる地上の絆がなしうるよりも厳しく、また強く、自らの身体のみならず、自らの魂と名譽を義務付けたのであった。

さらに、リチャードの息子であり、現在王位の篡奪者 (Regni usurpator) であるエドワード〔四世〕もまた同様に、その時ロンドンのセント・ポール教会に召集された全カンタベリ管区の聖職者の面前で、カンタベリの十字架にかけて厳肅に次のように宣誓した。すなわち、自分は、自らの最高の主君であるヘンリ六世王に常に敬意を表し、彼をイングランド王かつ自らの最高の主君として受け入れ、

自らの生涯にわたって、自らの王たる彼に対して謙虚に従事する、と。そして、その後、公の議会においてその宣誓を反復し、かつ更新したのである。<sup>9)</sup>

以上に述べたことから、衡平の光によって思考する人々には次のことが明らかになる。すなわち、今や篡奪者であるエドワード〔四世〕の先祖達が仮に最初からイングランドの王冠と王国に対する何らかの権利——彼等はそういうものを決して有してはいなかったのであるが——を有していたとしても、にもかかわらず、印章と署名によって強化された約束と確認によって、また黙示的かつ明示的な自由意思に基づく放棄によって——しかもそれは、最大の権威である議会と聖職者の会議において確認されている——、さらには自発的になされた厳肅な宣誓によって、彼はそのような権利から完全かつ絶対的に引き離されているということである。

その結果、エドワード〔四世〕の先祖達が——実際には有していなかったのであるが——仮にそのような権利を有していたとしても、にもかかわらず、彼等自身のなしたことによって、それを主張するあらゆる道は彼等にとつて閉ざされており、当該の権利は法的に無効とされ消滅しているのである。

- (1) ヘンリ六世は一四二二年九月一日に即位した時、九月にも達していなかった。
- (2) 本作品の上述箇所には「辺境伯エドマンド」は登場してこない。おそらく本文後述のアンノ兄弟であるウェールズ辺境伯エドマンド・モーティマー（一四二五年没）のことではないかと思われる（*Handbook of British Chronology*, ed. by E.B.Fryde et al., 3<sup>rd</sup> ed., 1986, p.471）。
- (3) 一四二二年九月二八日に有力貴族達が集まり、ヘンリ六世に対して臣従礼と誠実の誓いをおこなっているが（*Jacob, E.F., The Fifteenth Century: 1399-1485*, 1961, p. 211）九月一日の即位以前に辺境伯エドマンドが臣従礼をおこなったというフォーテスキューの主張の根拠は確認できな
- (4) リチャードは一四三〇年に侍従武官長（Constable）に叙任され、翌年にはヘンリ六世の下で対フランス戦争に従軍し、一四三二年にモーティマー家の莫大な所領の引渡を議會で承認されている（*Jacob, op.cit.*, p.465）。
- (5) リチャードは、一四三六年二月にフランス総督の地位に就いている（*ibid.*）。
- (6) リチャードは、一四四七―一四五三年および一四五四―一四六〇年の間、アイルランド総督の地位に置かれたが（*Handbook of British Chronology*, pp.163-164）これは右
- (7) へンリ六世は、一四五三年夏から翌年末にかけて精神に異常を来していた。青山吉信編『イギリス史 一―先史―中世』（山川出版社、一九九一年）、四三二頁、参照。
- (8) 一四五四年四月三日のことである（*Harris, G., op.cit.*, p.659）。
- (9) 一四六〇年七月一日に、ロンドンのセント・ポール教会においてヘンリ六世に対してなされた忠誠の誓いのことを指していると思われる（*op.cit.*, p.641）。これに先立って、一四五二年にリチャードもセント・ポール教会においてヘンリ六世に対して宣誓をおこなっている（*Jacob, op.cit.*, p.504）。